

出生届と同時のマイナンバーカード申請について

令和6年12月2日以降に出生を届出されるお子様のマイナンバーカードの交付を希望する場合、同時に個人番号カード交付申請書を提出することで特急発行を受け付けることができます。1週間程度(最短5日)*で郵送によりカードが届きます。

※住所地以外の市区町村に提出した場合や夜間・休日に提出した場合は1週間以上かかります。

メリット

○申請時の本人確認が緩和されます。

出生届と併せて申請をする場合は出生届と出生証明書をもって本人確認ができます。
後日申請をする場合は別途本人確認書類を提示する必要があります。

○カードの交付がスムーズにできます。

同時に申請をしない場合は、カードの受け取りや申請のため改めて市役所で手続きが必要となります。

申請場所

本庁市民課、朝夷行政センター、各地域センター

申請時に必要なもの

- (1) 出生届
- (2) 出生届と同時申請専用の個人番号カード交付申請書
- (3) 母子手帳(ある場合)

注意点

- 個人番号カード交付申請書は原則、父や母といった法定代理人が記入してください。
- 書類を持参するのは代理人でもかまいません。
- 事前に記入した個人番号カード交付申請書を代理人が出生届と併せて提出する場合は、可能であれば記載した暗証番号が第三者の目に触れないよう、封筒等に封入して提出ください。
- 里帰り出産等で住所地以外への送付を希望される場合は、申請書に必要事項を記入していただくことで送付可能です。ただし、確実に受取できることを事前に郵便局に確認してください。

お問い合わせ

南房総市役所 市民課 ☎0470-33-1051

〒299-2492 千葉県南房総市富浦町青木28番地